

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「信頼のおつきあいをモットーに社会のプレーンたらん」という経営理念のもと、信頼される企業活動を通し、お取引先と人材の心強いプレーンとなるべく、雇用創造の役割と使命を果たしてまいりたいと考えております。

コーポレート・ガバナンスの機能を充実させるため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確立を重要な経営課題のひとつとして位置づけております。また、株主をはじめとする幅広いステークホルダーの皆様に対して公正かつ適時適切に情報開示を行うとともに、より効率的かつ健全で透明性の高い経営体制の構築・整備に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードの基本原則(5項目)を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 良雄	386,700	38.94
株式会社エス・ジー・シー	103,900	10.46
万徳 正男	44,900	4.52
株式会社SATO—GROUP	36,800	3.70
斉藤 良正	30,000	3.02
株式会社北洋銀行	24,000	2.41
キャリアバンク従業員持株会	15,800	1.59
中川 均	13,600	1.36
土屋 公三	12,500	1.25
新谷 隆俊	11,600	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	佐藤良雄 株式会社エス・ジー・シー
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	札幌 既存市場
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である佐藤良雄氏及び同氏が議決権の過半数を有する株式会社エス・ジー・シーが支配株主であります。当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性について審議の上で決定することとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は札幌証券取引所アンビシャス市場に上場する連結子会社 株式会社エコミックを有しております。当社では、「関係会社管理規程」を整備し、親会社として管理すべき事項と当該連結子会社の独立性を尊重すべき事項とを明確化すること

により、当社グループとしての経営・職務執行の適正性及び機動性を確保しております。
また、連結経営の観点から当社の取締役1名が当該連結子会社の監査役を兼務しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱田 康行	他の会社の出身者								△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田 康行	○	社外取締役濱田康行氏は、以前、北海道大学、札幌国際大学、札幌国際大学短期大学及び道都大学に勤務しておりました。前勤務先である北海道大学と当社との間に人材派遣及び業務請負等の取引関係が現在もありますが、その取引内容及び取引金額は入れによるものであります。また、同じく前勤務先である札幌国際大学、札幌国際大学短期大学及び道都大学と当社との間に人材派遣の取引関係がありますが、その額は僅少であります。同氏と当社との間に人的関係、資本的關係及び重要な取引関係、その他の特別な利害関係はございません。なお、同氏は当事業年度末現在で当社株式は保有しておりません。	社外取締役濱田康行氏は、これまで社外取締役となること以外で会社の経営に関与した経験はありませんが、学識経験者として、特に経済・金融分野における専門的知識及び豊富な経験等を有しているため、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により当社経営全般に活かしていただけるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と相互に連携し、必要に応じて会合をもち、会計監査人から監査計画及び監査結果等について説明及び報告を受けております。
また、内部監査室及び内部統制事務局は、監査役へ定期的な報告を行うとともに緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土屋 公三	他の会社の出身者										○	○		
岡田 実	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 公三	○	土屋公三氏は、株式会社土屋ホールディングス取締役会長であります。 当社と株式会社土屋ホールディングスとの間にはストレスチェック支援の取引関係がありますが、その額は僅少であり、同氏と当社との間に人的関係及び重要な取引関係、その他特別な利害関係はありません。 また、同氏は当社株式を保有しておりますが、当社の主要株主には該当していません。 なお、当社代表取締役社長佐藤良雄は、株式会社土屋ホールディングスの社外監査役に就任しております。	これまで培ってきた豊富な知識と経験を有しているため、客観的中立な立場から当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるという観点で選任しております。また、同氏は札幌証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しております。
岡田 実	○	岡田実氏は、平成26年6月まで株式会社北海道新聞社の専務取締役でしたが、当社と当社との間には特別な利害関係はありません。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、及び重要な取引関係、その他特別な利害関係はありません。	これまで培ってきた豊富な知識と経験を有しているため、客観的中立な立場から当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるという観点で選任しております。また、同氏は札幌証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社社外役員(社外取締役1名及び社外監査役2名)は、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入し付与してりましたが、平成27年5月31日をもって行使期間満了となり、現在のところ取締役へのインセンティブ付与に関しては実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成28年5月期の当社の取締役に対する年間報酬額は、50,250千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の決議により決定しております。

なお、平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額80,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額10,000千円以内となっております。

また、平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会決議により、上記報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として、取締役は年額30,000千円(うち社外取締役分は年額3,000千円)以内、監査役は年額10,000千円(うち社外監査役分は年額5,000千円)以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を専門的にサポートする専従者は配置しておりませんが、必要に応じて経営管理部及び内部監査室が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、当社の規模等を鑑み、取締役会は当社事業に精通した取締役7名(うち社外取締役1名)により構成し、毎月1回の定時取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会により、各種法令、定款、諸規程等において規定される取締役会決議事項の審議及び決議に臨むほか、月次決算の確認、業務執行状況等の報告等を受けて、他の取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、常勤取締役及び部長職により構成される経営会議を原則週1回開催し、経営会議規程に基づき、会社業務の執行に関する重要事項を立案、審議及び決定を行い、迅速な意思決定を行うとともに積極的な意見交換を行っております。

月例営業会議は各事業部門の所属長以上から構成され、毎月1回開催し、各事業部門の経営状況の正確かつ迅速な把握を行うとともに、情報の共有化を図っております。

また、社会から信頼される企業、企業人であるべく、より踏み込んだコンプライアンス推進体制を構築するためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの周知徹底・推進を図っております。

＜監査機能＞

当社は会社法上の大会社には該当しておりませんが、平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会において監査役会設置会社となっております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、当事業年度の「監査役監査実施計画書」に基づき開催され、監査役相互の情報交換や必要に応じて審議を行っております。また「監査役監査規程」等に基づき、常勤監査役を中心に取締役会及び重要な会議に出席し、客観的中立な立場から必要に応じて意見を述べるとともに、意思決定の妥当性及び適正性、業務執行状況等の監視を行っております。

なお、社外監査役2名については独立役員として指定しております。

また、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席するとともに、常勤監査役を通じて又は直接、内部監査室、内部統制事務局及び会計監査人より監査状況や監査結果等についての説明・報告を受けると共に、情報交換を行うことで相互連携を図っております。

内部監査室及び内部統制事務局は社長直轄とし、担当者を各々1名配置しており、内部監査室では法令、定款及び諸規程の遵守状況を監査し、内部統制事務局では財務報告目的とする内部統制の有効性を評価し、その結果は代表取締役社長に報告する体制となっております。

会計監査は、平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会において、定款の一部を変更し会計監査人設置会社となり、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、企業規模等を鑑み、当社事業に精通した社内取締役7名(うち社外取締役1名)により取締役会を構成し、常勤取締役による相互監視や社外取締役による業務執行のモニタリング及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、現状の体制としております。

また、取締役7名のうち1名が社外取締役、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、経営監視機能の客観性及び中立性は確保されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社は毎年、株主総会終了後に会社説明会を実施し、株主様との意見交換の場をつくり、株主様が当社への理解を深めていただけるよう取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年5月期におきましては、2回の会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年5月期におきましては、2回の会社説明会を開催しております。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主をはじめとする幅広いステークホルダーの皆様に公正かつタイムリーに情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでまいります。 また、公正かつ適時適切に情報開示を行うとともに、より効率的かつ健全で透明性の高い経営体制の構築・整備に取り組んでまいります。
その他	＜女性の活躍の方針・取り組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、採用や昇格等あらゆる場面において、性別に区別なく、それぞれの実力や成果に応じた評価を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり会社業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
- (2) 「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。また、経営管理部はコンプライアンスに関する研修等を実施し周知徹底・推進を図る。
- (3) 内部監査室は各部門における法令、定款及び諸規程の遵守状況を監査し、内部統制事務局は内部統制の有効性を評価し、社長に報告する。
- (4) 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を確立する。
- (5) 金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「内部統制評価基本規程」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
- (6) 反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報については、各種社内規程を整備し適切に作成、保存又は廃棄を行う。
- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「取締役会規程」、「文書取扱規程」等において規定された期間とする。
- (3) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報又は文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会及び経営会議等において、当社及び当社グループの事業活動に関するリスクを定期的又は必要に応じて把握・評価し、リスク管理体制の整備・見直しを行う。
- (2) リスク管理に関する社内規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、社内規程等に則り、損害・影響等を最小限にとどめるための手段を講じるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。また、迅速かつ慎重な意思決定をするため、経営会議を組織し、審議・決議を行う。
- (2) 「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう整備する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営に関して各社の自主性を尊重しつつ、子会社の情報は当社で集約並びに管理し業務遂行状況を把握するとともに、透明性のある適切な経営管理に努める。
「関係会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項については、定期的又は適時に子会社より報告を受け、事前協議を行う体制を構築する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社において「リスク管理規程」を制定し、当社グループの想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。

上場子会社は、自らリスク管理を行い、そのリスク管理の状況について、定期的又は必要に応じて当社に報告する体制を整備する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における迅速かつ効率的な意思決定を確保するため、子会社は取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。

子会社は、子会社の社内規程に基づき、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう整備する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社グループ共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」及び社内規程を制定し周知徹底を図る。

子会社には必要に応じて取締役又は監査役を派遣し、子会社における経営全般に対する把握・監督に努める。

当社の内部監査室は子会社における内部監査を実施し、当社の内部統制事務局では子会社の内部統制の有効性を評価する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の補助業務にあたる使用人(以下、「補助使用人」という。)は監査役の指示に従い職務を行い、その期間は取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役の補助使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の意見を尊重する。
- (3) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は監査役監査への理解を深め、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めるものとする。
- (2) 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設け、補助使用人がその場に参加できるように整備する。
- (3) 内部監査室及び内部統制事務局は監査役と緊密な連携を保つとともに、監査役は必要に応じて内部監査室及び内部統制事務局に調査を求めることができるものとする。
- (4) 監査役及び補助使用人は、必要に応じて、弁護士及び会計監査人等より監査業務に関する助言を受けることができるよう整備する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って当社グループの取締役及び使用人から報告を受ける。
- (2) 監査役は、「監査役会規程」等に基づき当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとする。
- (3) 当社グループの取締役及び使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (4) 内部監査室は監査計画及び監査結果を、内部統制事務局は評価実施計画及び評価実施結果を監査役に報告する。
- (5) 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁償を請求したときは、その費用等

が監査役の職務の執行に必要であると認められた場合に限り、所定の手続きに従いこれに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切な対応を行うことを基本方針としており、コンプライアンス・リスク管理体制の整備の一環と捉え体制を構築しております。

具体的には、「企業行動規範」、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備し、契約書等への暴力団等排除条項の挿入、新規取引開始申請時や年1回の既存取引等に対する調査等をはじめとした取組みを継続して実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

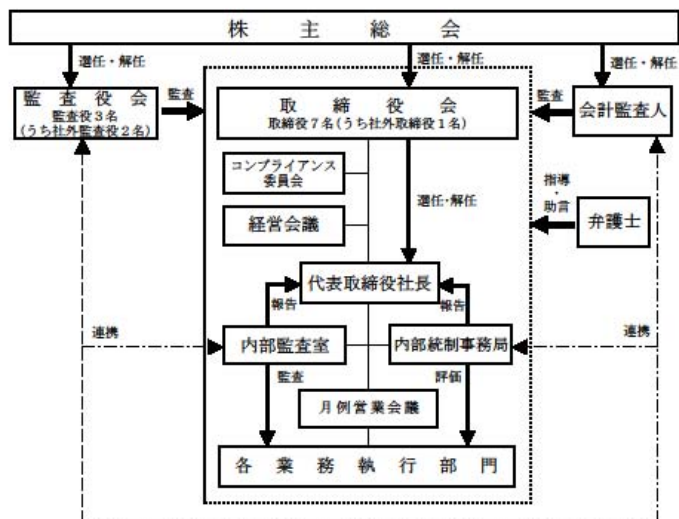
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

